

平成 26 年 7 月 4 日 (金)

第 3 回 上田市子ども・子育て会議

資料 2

上田市子ども・子育て支援事業計画

(骨子素案 イメージ)

目 次

第 1 章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象
- 4 計画期間
- 5 策定体制

第 2 章 次世代行動計画の状況・評価

第 3 章 上田市の子ども・子育てを取り巻く環境

- 1 人口・世帯・人口動態等
- 2 教育・保育施設の状況
- 3 地域子ども・子育て支援事業の状況
- 4 ニーズ調査の結果概要
- 5 上田市の子ども・子育て支援の課題

第 4 章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

- 1 基本理念等

第 5 章 教育・保育施設の充実

- 1 教育・保育提供区域の設定 **必須**
- 2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策 **必須**
- 3 教育・保育の一体的提供の推進 **必須**
- 4 教育・保育の質の向上
- 5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 **任意**

第 6 章 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 1 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定 **必須**
- 2 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 **必須**
- 3 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

第7章 きめ細やかな子育て支援の充実

- 1 児童虐待防止対策の充実 任意
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進 任意
- 3 障害児施策の充実 任意

第8章 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進 任意

第9章 計画の推進体制

- 1 関係機関等との連携
- 2 計画の達成状況の点検・評価

資料編

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

子育て環境をめぐる課題として、親の働く状況の違いによる幼児期の学校教育・保育の提供体制の違い、家庭や地域における子育て環境の変化などがあげられてきました。

こうした課題に対応するために、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

平成27年度から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度は、この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を主眼とし、幼児期の質の高い学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を、自治体（市町村）が実施主体となって総合的・計画的に推進することとしています。

これに伴い、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」に向けて「上田市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画は、市民・地域・企業・市が協働で、市全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すとの考えを基本に、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していく環境を創り出すことを目的に策定するものです。

主な内容

基本方針に基づき、子ども・子育て支援の意義について記載

2 計画の位置付け

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられる。

主な内容

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■根拠法令：子ども・子育て関連3法

○子ども・子育て支援法

○認定こども園法

○児童福祉法等関連法律の整備法

(2) 計画体系による位置づけ

計画の策定に当たっては、最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ることとする。

■上位計画

第一次上田市総合計画 後期基本計画 「(平成20年度から27年度)

■関連計画

- ◎ 上田市未来っ子かがやきプラン（上田市次世代育成支援後期行動計画）
- ◎ 第二次上田市障害者基本計画
- ◎ 上田市障害福祉計画
- ◎ 第二次上田市民総合健康づくり計画
- ◎ 上田市教育振興基本計画
- ◎ 上田市男女共同参画計画

主な内容

- 最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ることを記載します。
- 平成26年度末で計画期間が終了する「上田市未来っこかがやきプラン」（上田市次世代育成行動計画）を引き継ぐ計画に位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を推進していきます。

3 計画の対象

本計画の対象は、上田市に居住する全ての子ども（18歳未満の児童）と、子育て家庭。これから子どもを産もうとする市民、地域で子育て支援活動を行う市民とします。

4 計画期間

本計画は、平成27 年度から平成31 年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

主な内容

- 法の施行の日から5年を1期として作成することを記載します。

5 策定体制

(1) 上田市版子ども・子育て会議の設置

主な内容

○子ども・子育て会議の設置について記載します。

(2) 利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施

主な内容

○ニーズ調査等による子どもの保護者、子ども・子育て支援にかかる当事者の意見の聴取の実施について記載します。

第2章 次世代行動計画の状況・評価

1 特定事業の進捗状況等

2 各事業の進捗状況等

主な内容

平成26年度末で計画期間が終了する「上田市未来っこかがやきプラン」（上田市次世代育成行動計画）の状況と評価を記載します。

第3章 上田市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

(2) 自然動態・社会動態

○社会動態（転入-転出）

○自然動態（出生-死亡）

(3) 将来の人口推計

(4) 世帯の状況

(5) 出生の状況

(6) 婚姻・離婚の状況

(7) 就労の状況

主な内容

○人口・世帯数の推移や人口動態等から、少子化、核家族化、就労の状況等を整理します。

2 教育・保育施設の状況

- (1) 利用児童数の推移
- (2) 保育園の利用状況
- (3) 幼稚園の利用状況
- (4) 認可外保育施設の利用状況

主な内容

○幼稚園、保育所、認定こども園等の設置状況、定員・利用者数の推移を示します。

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

- (1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）
- (2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・夜間支援事業）
- (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (4) 病児保育事業（病後児保育）
- (5) 一時保育事業
- (6) ファミリー・サポート・センター事業
- (7) 域子育て支援拠点事業（子育てひろば、地域子育て支援センター）
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- (10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊娠健康診査）

主な内容

○地域子ども・子育て支援事業の実施状況を示します。

4 ニーズ調査の結果概要

- 調査対象：就学前児童がいる世帯 2,000 世帯
小学生児童がいる世帯 2,000世帯
- 調査期間：平成26 年2 月15 日～平成26 年2 月25 日
- 調査方法：郵送による配布及び回収
- 配布・回収状況

種別	配布数	有効送付数	回収数	回収率
就学前児童が属する世帯	2,000	1,997	1,044	52.3%
小学生児童が属する世帯	2,000	1,998	1,078	54.0%
合計	4,000	3,995	2,122	53.1%

※詳細は、「上田市子ども・子育て支援計画策定のためのアンケート調査（ニーズ調査）集計報告書」を参照のこと。

主な内容

- 保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方、育児休業・短時間勤務制度の取得状況等の集計結果について記載します。

5 上田市の子ども・子育て支援の課題

(第2章 1～4を踏まえ、上田市の子ども・子育て支援の課題について、今後、整理・検討する。)

主な内容

- これらの結果から本市の現状と課題を浮かび上がらせ、主要課題を整理し、基本理念・目標・施策目標につなげていきます。

第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念等

任意

主な内容

基本指針に基づき本計画への基本的なビジョンについて記載。今後検討

1 基本理念 2 大切な視点 3 基本目標

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の「子ども・子育て支援の意義に関する事項」（ポイント抜粋）

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ・障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- ・子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながる子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。こうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- ・乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- ・子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

第5章 教育・保育施設の充実

1 教育・保育提供区域の設定 **必須**

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものである。

主な内容

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域（教育・保育提供区域）を設定します。

※小学校区、中学校区、行政区などを想定

2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策 **必須**

主な内容

- 国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設の確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとする。

■ A 提供区域

		1年目 H27			2年目 H28		
		1号認定 3~5歳学 校教育のみ	2号認定 3~5歳 保育必要 性有	3号認定 0~2歳保 育必要性 有	1号認定 3~5歳学校 教育のみ	2号認定 3~5歳保 育必要性 有	3号認定 0~2歳保 育必要性 有
①量の見込み（必要利用定員総数）		300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	地域型保育事業	—	—	20人	—	—	30人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人

3年目 H29			4年目 H30			5年目 H31		
1号認定 3~5歳 学校教育 のみ	2号認定 3~5歳 保育必 要性有	3号認定 0~2歳保 育必要性 有	1号認定 3~5歳 学校教 育のみ	2号認定 3~5歳保 育必要性 有	3号認定 0~2歳保 育必要性 有	1号認定 3~5歳 学校教 育のみ	2号認定 3~5歳保 育必要性 有	3号認定 0~2歳 保育必 要性有
300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
—	—	50人	—	—	50人	—	—	50人
0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ B 提供区域

3 教育・保育の一体的提供の推進

必須

主な内容

○認定こども園の普及にかかる考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等について記載します。

- ①認定こども園の整備促進
- ②幼・保・小連携の体制強化
- ③地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

4 教育・保育施設の質の向上

主な内容

質の高い幼児期の学校教育・保育に向けた取組について記載します。

- ①職員配置の充実
- ②職員の資質向上に向けた研修等の充実

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

任意

主な内容

○保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるための取組を記載します。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定 必須

事業区分	区域の設定	考え方
利用者支援に関する事業		
地域子育て支援拠点事業		
妊婦健康診査		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
子育て短期支援事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
一時預かり事業		
延長保育事業		
病児保育事業		
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		

主な内容

○地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

2 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 必須

主な内容

○国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

※現在の利用状況に利用希望を踏まえて設定

○設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

○妊娠期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要

- ①利用者支援事業【新規】
- ②地域子育て支援拠点事業 (イメージ 1年目から不足なし)
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）(イメージ② 3年目で不足解消)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【表のイメージ①】

②地域子育て支援 拠点事業	1年目 H27	2年目 H28	3年目 H29	4年目 H30	5年目 H31
①量の見込み	3,000人 (10か所)	3,000人 (10か所)	3,000人 (10か所)	3,000人 (10か所)	3,000人 (10か所)
②確保の内容	3,000人 (10か所)	3,000人 (10か所)	3,000人 (10か所)	3,000人 (10か所)	3,000人 (10か所)
②-①	0	0	0	0	0

【表のイメージ②】

⑪放課後児童健全 育成事業	1年目 H27	2年目 H28	3年目 H29	4年目 H30	5年目 H31
①量の見込み	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)
②確保の内容	600人 (16か所)	700人 (18か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)
②-①	▲200人 (▲4か所)	▲100人 (▲2か所)	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

主な内容

○質の高い地域の子育て支援に向けた取組を記載します。

第7章 きめ細やかな子育て支援の充実

任意

1 児童虐待防止対策の充実

主な内容

- 養育支援の必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取組について記載します。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

主な内容

- 地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や県との連携による総合的な自立支援の推進について記載します。

3 障害児施策の充実

主な内容

- 障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進について記載します。
- 発達障害を含め障害のある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取組について記載します。

4 その他

- 子育て相談や情報提供の充実
- 周産期医療の充実
- 幼保小中連携の充実
- 家庭教育への支援の充実
- 子育てに快適な生活環境の整備 等

第8章 ワーク・ライフ・バランスの推進

任意

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

主な内容

○働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けた企業や市民等の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取組について記載します。

第9章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

(計画の推進における府内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について、今後、整理・検討する。)

上田市子ども・子育て支援事業計画 推進体制図

<市民（市民団体を含む）>

<地域>

<事業者（団体を含む）>

<教育・保育施設事業者等>

<子ども及びその保護者>

<行政>

<子ども・子育て会議>

主な内容

○府内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について記載します。

2 計画の達成状況の点検・評価

(個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて、今後、整理・検討する。)

主な内容

○個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて記載します。